

非意図的に PCB を含有する可能性がある有機顔料
に関する環境省の取組について

平成 24 年 2 月 16 日

1 . 化審法関係

厚労省、経産省とともに、自主的に調査を行った主要 6 社のヒアリングを実施（H24.2.7-9）

厚労省・経産省・環境省の担当課長より 50ppm 超の PCB 含有顔料等を製造輸入する事業者に対して製造等の停止、製造等の場所や出荷先事業者等の報告、出荷先からの回収を指導する文書を発出（H24.2.10 に 1 社、今後も判明次第随時発出予定）

厚労省・経産省・環境省において有機顔料中に複生される PCB の上限値及び追加的な措置の必要性について検討（H23 年度中に開始予定）

2 . PCB 特措法関係

担当課長より都道府県・政令市に対して廃棄物最終処分場からの放流水等における PCB の基準超過事例の報告を求める文書を発出（H24.2.13）

< P.2 参照 >

3 . 水濁法関係

担当課長より都道府県・政令市に対して有機顔料製造業に係る特定事業場からの排水中の PCB 濃度調査の実施を求める文書を発出（H24.2.13）

< P.3～5 参照 >

4 . その他

省内の関係課室からなる省内対策チームを設置（H24.2.10）
環境モニタリングの継続実施（S49～）

（参考）過去 10 年に環境省がとりまとめた環境中の PCB 検出状況
水質：環境基準超過事例なし（環境基準：検出されないこと）
底質：暫定除去基準超過事例なし（暫定除去基準：10ppm）
生物：魚介類暫定規制値超過事例なし（暫定規制値：3ppm）

事務連絡
平成24年2月13日

都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課長

非意図的にポリ塩化ビフェニル（PCB）を含有する可能性がある
有機顔料の判明事案について

PCB廃棄物の処理の推進については、日頃より御協力いただき感謝申し上げます。

今般、環境省は、経済産業省より、国内で使用されている有機顔料中に非意図的にPCBが含まれている可能性があるとの情報提供を受けました。（経済産業省が平成24年2月10日に公表した内容については別添のとおりです。）

PCBが検出された有機顔料については、種類が多岐にわたり、幅広く使用されていることから、廃棄物となったことによる環境中への影響を把握するため、今般、廃棄物最終処分場からの放流水等に係る基準超過事例に関する調査を実施することといたしましたので、下記に基づきご回答いただきますようお願いいたします。

記

1．回答方法

平成18年度から現在までに廃棄物最終処分場からの放流水等における、PCBの基準超過事例がありましたら、別紙様式により回答願います。

2．期限及び提出方法

平成24年2月15日（水）までにメールでご回答ください。
提出先メールアドレス：hairi-sanpai@env.go.jp

<連絡先>

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

担当：鈴木清彦、鈴木聡

TEL：03-3581-3351（内6895）

E-mail：kiyohiko_suzuki@env.go.jp

satoshi_suzuki@env.go.jp

平成 24 年 2 月 13 日

都道府県

水質汚濁防止法政令市

水質保全担当部局長 殿

環境省水・大気環境局水環境課長

有機顔料製造業に係る事業場からの排水中のポリ塩化ビフェニル濃度調査
の実施について（依頼）

平素より、水環境行政の推進に御尽力頂き厚く御礼申し上げます。

さて、今般、国内で製造・輸入され、使用されている有機顔料に、製造過程における副生成物としてポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）が含まれていることが判明しました。

PCB を含む排出水が工場又は事業場から公共用水域へ排出された場合には、人の健康に係る被害を生ずるおそれがあることから、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）においては、PCB を有害物質に指定し、排水基準を設けて規制しているところです。

このため、水質汚濁防止法に基づく特定事業場のうち、下記の要件に該当する特定事業場について、排出水中の PCB 濃度に関し緊急に実態調査を行うこととしました。

つきましては、貴自治体において必要な調査を行い、別紙回答要領に従って調査結果を別紙様式に記入の上、当職宛て回答いただきますようお願いいたします。なお、回答様式は 2 種類あり、それぞれ回答期限が異なることにつき御注意願います。

記

1. 水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 32 号に規定する「有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設」のうち、有機顔料の製造業の用に供する施設を有する特定事業場
2. 平成 24 年 2 月 10 日付け経済産業省報道発表資料「非意図的にポリ塩化ビフェニルを含有する可能性がある有機顔料について」の（別紙 1）「化成協報告により PCB が副生することが判明した有機顔料」に記載されている顔料を製造若しくは購入している特定事業場

以上

有機顔料製造業に係る事業場からの排水中のポリ塩化ビフェニル濃度調査
回答要領

【様式1について】

＜照会事項＞

通知本文の記1及び記2に該当する施設を設置する特定事業場について、下記項目を別紙様式1（担当者宛て送付したエクセルファイル「様式1」）に記載してください。

1. 事業場名：当該事業場の正式名称を記載してください。
2. 事業場所在地：当該事業場の所在地を都道府県名から記載してください。
3. 特定施設：当該事業場が有する特定施設のうち、有機顔料の製造・使用に係るものについて、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号（以下「特定施設号番号」という。）を記載してください（イ、ロ、ハ、ニ等の記号まで含む）。
4. 届出排水量：水質汚濁防止法に基づく届出様式第1別紙4の「排出水の量（ m^3 /日）」に記載されている当該事業場からの排出水の量を記載してください。
5. 届出されている排水基準項目：水質汚濁防止法に基づく届出様式第1別紙4の「排出水の汚染状態」の欄に記載されている、当該特定事業場からの排出水に係る排水基準に定められた事項を全て記載してください。
6. 排出水の排出先：水質汚濁防止法に基づく届出様式第1別紙3の「排出水の排出方法」の欄に記載されている当該事業場からの排出水の排出先を記載してください。
7. 有機顔料の製造・購入の別：当該事業場における有機顔料の製造又は購入の別を記載してください。

＜様式1の回答期限＞

平成24年2月17日（金）17:00

＜回答方法・宛先＞

担当者宛て送付したエクセルファイル「様式1」に必要事項を記載し、メールにて回答してください。

宛先：haisui@env.go.jp（環境省水・大気環境局 水環境課 排水基準係 宛）

【様式2について】

＜照会事項＞

様式1に記載した特定事業場について、下記項目の実態調査を行い、別紙様式2に記載してください。

1. 事業場名：当該事業場の正式名称を記載してください。その際、様式1に記載した特定事業場の整理番号と対応するように記載してください。
2. 製造している顔料の名称：当該事業場で製造及び購入している有機顔料の名称を記載してください。
3. 排出水中 PCB 濃度：当該事業場から公共用水域に排出される排出水に含まれる PCB 濃度 (mg/L) を記載してください。検出されない場合は「N.D.」と記載してください。
4. 水質試料採取日：当該事業場からの排出水の水質試料を採取した日を記載してください（年月日を記載。）。

＜様式2の回答期限＞

平成24年3月12日（月）17:00

＜回答方法・宛先＞

担当者宛て送付したエクセルファイル「様式2」に必要事項を記載し、メールにて回答してください。

宛先：haisui@env.go.jp（環境省水・大気環境局 水環境課 排水基準係 宛）

環境省水・大気環境局水環境課

担当：安川

電話：03-5521-8313

FAX：03-3593-1438

E-mail：haisui@env.go.jp